

令和8年度寒河江市地方就職支援金 チェックリスト

- ・ 下記の要件のすべてに該当された方は対象となる可能性がありますので、申請前に寒河江市みらい協働課へお問い合わせください。

1 移住元に関する要件

(1) 下記の①～②のすべてに該当する。		はい ・ いいえ
<input type="checkbox"/>	① 大学又は大学院の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏（※）内のキャンパスに在学し、卒業・修了する見込みであること。	
<input type="checkbox"/>	② 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京圏（※）内に継続して在住していること。	

（※）東京圏とは東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のうち以下の地域を除く地域。

【東京都】： 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】： 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】： 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】： 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

2 移住先に関する要件

下記①～②のすべてに該当する。		はい ・ いいえ
<input type="checkbox"/>	① 山形県に所在する企業に就職することが内定していること。	
<input type="checkbox"/>	② 申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。	
<input type="checkbox"/>	③ 卒業後に内定先企業に就業し、転入日（住民票を移さずに転出していた者については就業開始日）から1年以上、継続して寒河江市に居住する意思があること。	

3 その他の要件

下記①～②のすべてに該当する。		はい ・ いいえ
<input type="checkbox"/>	① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
<input type="checkbox"/>	② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。	

4 就業に関する要件

下記(1)～(2)のすべてに該当する。

はい・いいえ

(1) 就業先に関する要件

- 勤務地が山形県内に所在する企業等に、大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- 勤務地が山形県内に所在すること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(2) 就業条件等に関する要件

- 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業する見込みであること。
- 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用（予定）であること。
- 東京圏への勤務を前提としない採用（予定）であること。